

主な改正理由

- ・国の農地耕作条件改善事業交付金交付要綱の一部改正（令和3年4月1日付け）により、「事業遂行状況報告書」の回数の改正並びに「遅延届出書」の提出及び「補助金調書」の作成について規定されたため、所要の改正を行う。
- ・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）制定に伴い、所要の改正を行う。
- ・令和3年2月22日付け2高財政第312号に基づき、補助の条件に「税外未収金債務の滞納がないこと」を追加する。
- ・令和3年2月18日付け事務連絡「補助金等事務における押印及び書面規制の見直しについて」に基づき、様式中、「印」を削除する。

改正内容

【本文】

1 第9条

本文中、「規則第10条第1項の規定による状況報告は、別記第5号様式によるものとし、補助金の交付の決定に係る年度の各四半期（第4・四半期を除く）末日現在における状況報告書を、当該四半期の最終月の翌月15日までに知事に」を、「知事が規則第10条第1項の規定による状況報告の必要があると認めるときは、別記第5号様式による状況報告書を」に改正。

2 第14条

第1項中、「速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。」を「別記第13号様式による遅延届出書を速やかに知事に提出し、その指示を受けなければならない。ただし、歳出予算の繰越を必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって届出書の提出に代えることができる。」に改正。

第3項として「市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記第14号様式による補助金調書を作成しておかなければならない。」を新設し、第3項を第4項に、第4項を第5項とする。

第5項中、「市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。）」を「市町村」に、「随意契約をする」を「随意契約による」に改正し、第5項を第6項とする。

第6項中、「市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。）」を「市町村」に、「別記第13号様式」を「別記第15号様式」に改正し、第6項を第7項とする。

第7項中、「補助事業者」を「市町村以外の補助事業者」に、「県税」を「県税及び県に対する税外未収金債務」に改正し、第7項を第8項とする。

3 第15条

見出しを「書類の提出」に、「農業振興センター所長を經由」を「農業振興センター所長に提出」に改正。

4 附則

「この要綱は、令和3年5月10日から施行する。」を追加。

5 別表第2

表中、「離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島」を「（1）離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島をいう。）」に修正。

「半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき半島振興対策実施地域として指定された半島」を「（2）半島（半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき半島振興対策実施地域として指定された半島をいう。）」に修正。

「山村振興法（昭和40年法律第64条）第7条第1項の規定に基づき指定された地域」を「（3）振興山村（山村振興法（昭和40年法律第64条）第7条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。）」に修正。

「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、平成12年度から平成16年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特定市町村（同法附則第6条又は第7条の規定により特定市町村とみなされる区域を含む。）を含む。）」を「（4）過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。））、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）をいう。）」に改正。

「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域」を「（5）特定農山村地域（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。）」に修正。

「又は急傾斜畑地帯（旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和27年法律第135号）第3条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。））」を「（6）急傾斜畑地帯（旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和27年法律第135号）第3条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。）をいう。）」に修正。

「（7）指定棚田地域（棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。）」を追加。

【様式】

1 第1号様式（第4条関係）

様式に、「(生年月日： 年 月 日)」を追加、「3 経費の配分及び事業計画の概要」を「3 経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び計画」に改正。

添付書類中、「交付対象事業者」を「補助事業者」に、「・県税の納税義務がない場合：本人（代表者）からの申立書」を「・県税の納税義務がない場合：本人（代表者）からの申立書（参考様式1）」に改正し、「(4) 税外未収金に関する誓約書兼同意書（参考様式2）（市町村を除く。）」を追加。

（注）に「1 補助事業者が市町村の場合は、生年月日の記載は不要です。」を追加。

参考様式1、2を追加。

2 別紙1

別紙1中、「経費の配分及び事業計画の概要」を「経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び計画」に改正。

3 第2号様式（第4条関係）

様式中、別記条件の5を削除。

4 第3号様式（第7条関係）

様式中、「3 経費の配分及び負担区分」を「3 経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び計画」に改正。

5 第6号様式（第10条関係）

様式中、「3 経費の配分及び負担区分」を「3 経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び実績」に改正し、「4 事業完了（予定）年月日」を「4 事業完了年月日」に改正。

6 第7号様式（第10条関係）

様式中、「3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額」を「3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額」に改正。

7 第9号様式（第12条関係）

様式に、「(注) 補助事業者が地方公共団体以外の場合は、補助金の振込先金融機関名、店舗名、預金種別、口座番号及び口座名（カナ）を記載してください。」を追加。

8 第10号様式（第12条関係）

様式中、「(又は、農業基盤課長)」を削除し、「(注) 補助事業者が地方公共団体以外の場合は、

補助金の振込先金融機関名、店舗名、預金種別、口座番号及び口座名(カナ)を記載してください。」を追加。

9 第13号様式(第14条関係)

様式の追加。

10 第14号様式(第14条関係)

様式の追加。

11 第13号様式(第14条関係)

様式番号を「第15号様式」に改正。

様式中、「氏名」を「代表者 氏名」に改正し、「競争参加に当たって」を「競争参加又は申込み
に当たって」に改正。

12 第1号様式(第4条関係)、別紙2、第2号様式(第4条関係)、第3号様式(第7条関係)、第5号様式(第9条関係)、第6号様式(第10条関係)、別紙4、第7号様式(第10条関係)、第8号様式(第11条関係)、別紙11、第9号様式(第12条関係)、第10号様式(第12条関係)、別紙13、第12号様式(第13条関係)及び第15号様式(第14条関係)

様式中、「平成」、「尾崎 正直」、「印」の削除。